

国道20号バイパス早期建設に関する決議

国道20号バイパスの整備については、長年にわたり関係市町が連携して取り組んできており、すでに、坂室バイパスや下諏訪岡谷バイパスの第2工区及び第3工区が開通している。また、課題であった諏訪バイパスの10.3km区間の内、諏訪市上諏訪地積から下諏訪町東町地積の5.6kmが事業化され、今後、整備の推進が期待される。しかしながら、未だ諏訪市の4.7km区間については調査区間であり、事業化に至ってはいない。

国道20号バイパスは坂室バイパス、諏訪バイパス、下諏訪岡谷バイパスが繋がる事で初めて期待される効果が発揮されることから、諏訪市民の安全・安心の確保と、諏訪圏域の活力ある経済活動の発展のためには、国道20号バイパスを早期に整備する必要がある。

諏訪市議会においては、以前より国道バイパス対策特別委員会を設置し取り組んできた経緯もあり、平成19年12月に国道20号バイパス建設促進諏訪市議員連盟を設置した後は、従来まで地域別に独立していた各地区バイパス対策委員会が、平成23年10月に諏訪市国道20号諏訪バイパス建設促進期成同盟会として一本化したことを契機に、平成24年9月に国道バイパス特別委員会を設置し、国道20号バイパスの早期完成に向け活動してきたところである。

諏訪バイパスの事業区間は令和5年4月の国の事業着手により、今後、調査測量へと進んで行くこととなり、調査区間についても事業化に向けたさらなる調査が行われるなど、国道20号バイパスが事業として大きく進んで行くこととなるため、諏訪市議会としては、諏訪市民の悲願である国道20号バイパスの更なる早期建設に向けて下記事項を決議する。

記

- 1 国道20号バイパス早期建設に関する調査・研究をさらに進める。
- 2 国道20号バイパス早期建設に関する国・県への要望活動を行う。
- 3 上記事項を所管する委員会
上記事項を国道バイパス特別委員会に付託する。
- 4 委員定数 7人
- 5 付託及び審査期間
令和9年4月30日までとする。